



ツワブキ

梶 税 務 経 営 ニ ュ ー ス



編 集 発 行 人

梶税理士事務所

税理士 梶 義明

〒933-0947
高岡市本郷1丁目2番7号
河井ビル2階
TEL 0766 (25) 7722(代)
FAX 0766 (25) 7723
<http://kaji.zei-mu.jp>

10月

(神無月) OCTOBER

14日・体育の日

22日・即位礼正殿の儀の行われる日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	.	.

ワンポイント 郵便料金の引上げ

消費税率10%への引上げに伴い、10月から郵便料金が引き上げられ、通常はがきは62円から63円に、定形郵便物(封書)の25g以内は82円から84円となります。また、これに伴い63円や84円などの新料額の切手が発行される一方、62円や82円といった旧料額の切手の販売は終了となります。

10月の税務と労務

- 国 税/9月分源泉所得税の納付 10月10日
- 国 税/特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月15日
- 国 税/8月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 10月31日
- 国 税/2月決算法人の中間申告 10月31日
- 国 税/11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 10月31日
- 地方税/個人の道府県民税及び市町村民税の第3期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務/労働者死傷病報告(7月~9月分) 10月31日
- 労 務/労災の年金受給者の定期報告
(7月~12月生まれ) 10月31日
- 労 務/労働保険料第2期分の納付 10月31日
(労働保険事務組合委託の場合は11月14日)

中小企業等の生産性向上設備の 固定資産税の特例（償却資産）

1 設備投資の必要性

ここ数年、税制改正では企業（特に中小企業）に対する設備投資を後押しする制度の創設や見直しが行われていますが、これは、主に以下の理由からです。

(1) 中小企業等の業績は、回復傾向ではあるものの、労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にあります。また、中小企業等が所有している設備の中には老朽化が進んでいるケースも多く、生産性向上への足枷となっていること

(2) 今後、少子・高齢化や人手不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図る必要があること

そのような中で、中小企業等

にとって利用しやすい制度の一つが、平成三十年度税制改正で創設された、一定の償却資産について自治体が固定資産税を零（ゼロ）から二分の一の間に軽減する「生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例措置」（中小企業等の生産性向上設備に係る固定資産税の特例）です。

この制度は赤字会社でも利用可能なので、多くの事業者で資金繰りの負担を軽くすることができ、また固定資産税の税率をゼロとしている自治体も多いことから、中小企業等にとっては有効に活用できる制度です。で、ここで改めて制度の内容を見ていきます。

2 生産性向上特別措置法による固定資産税の特例

(1) 制度創設の経緯
中小企業者等が新規の設備投

資をして生産性の向上を図る一方、市町村の財政運営にできる限り影響を与えないように国・地方が一体となり、生産性革命・集中投資期間における臨時・異例の措置として、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例として創設されました。

(2) 制度概要

市町村が策定し国から同意を受けている「導入促進基本計画」に適合し、かつ、労働生産性を一定割合以上向上させるものとして、市町村から認定を受けた中小企業者等の「先端設備等導入計画」に記載された一定の機械・装置等の設備投資が特例の対象とされます。

認定を受けると、その新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が三年間にわたってゼロから二分の一の範囲内において軽減されます。この制度では、自治体の判断が重視されており、軽減される割合は各市町村の条例で定めた割合になります。

なお、「先端設備等導入計画」では、三年間、四年間又は五年間の間で、労働生産性が年平均三%以上向上することとされて

います。

*労働生産性の算式
(営業利益+人件費+減価償却費)÷労働投入量(総時間)

適用期間は、生産性向上特別措置法の施行日である平成三十年六月六日から令和三年三月三十一日までとされています。

(3) 適用対象者

特例の適用対象者である中小企業者等とは、次のとおりです。

① 資本金又は出資金の額が一億円以下の法人

② 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が一、〇〇〇人以下の法人

③ 常時使用する従業員数が一、〇〇〇人以下の個人

ただし、資本金等が一億円以下でも、次の「みなし大企業」に該当すると、対象外となります。

・同一の大規模法人（資本金一億円超）に発行済株式又は出資の総数又は総額の二分の一以上を所有されている法人
・二以上の大規模法人に発行済株式又は出資の総数又は総額

の三分の二以上を所有されている法人
 なお、先端設備等導入計画の認定を受けることができる中小企業者等は、
 製造業など：資本金の額等が三億円以下又は常時使用する従業員数が三〇〇人以下
 卸売業：資本金の額等が一億円以下又は常時使用する従業員数が一〇〇人以下
 小売業：資本金の額等が五、〇〇〇万円以下又は常時使用する従業員数が五〇人以下
 であることが定められています。

(4) 対象設備
 対象設備は、①一定期間内に販売されたモデルであること(中古資産は対象外)、②旧モデルと比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一%以上向上するもので、工業会等から証明書を取得した次の設備です。

a 一台又は一基の取得価額が一六〇万円以上の機械装置(ただし、販売開始時期が十年以内のもの)

b 一台又は一基の取得価額が

三〇万円以上の測定工具及び検査工具(ただし、販売開始時期が五年以内のもの)

c 一台又は一基の取得価額が三〇万円以上の器具備品(ただし、販売開始時期が六年以内のもの)

d 一の取得価額が六〇万円以上の建物附属設備(ただし、償却資産として課税されるものに限られ、販売開始時期が一四年以内のもの)

(5) 適用手続
 特例の適用を受けるための手続は下記図表のとおりです。

(6) その他
 「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業者等は、金融支援と予算支援を受けることができます。

① 金融支援
 民間金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会による信用保証のうち、普通保証とは別に追加保証が受けられます。

② 予算支援
 固定資産税の特例の率をゼロと定めた自治体において、「先端設備等導入計画」の認

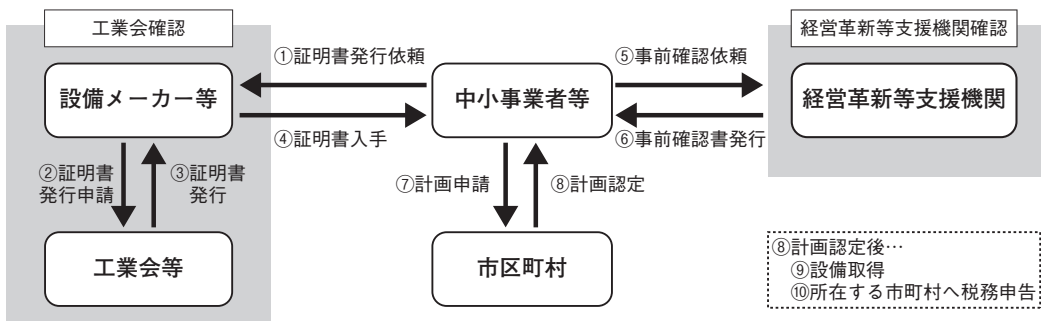
定をその自治体から取得した中小企業者等は、各補助金の申請の際に、優先採択の対象となります。

3 自治体の対応

制度を適用すると固定資産税の課税標準が三年間にわたりゼロ以上二分の一以下の範囲内において軽減されますが、前記のとおり、軽減割合は自治体の判断が重視されており、軽減される割合は、各市町村の条例で定めた割合とされています。

中小企業庁によると、今年六月末で固定資産税の軽減措置を講じた自治体は一、六三六で、認定を受けた計画は三万一、七五件、認定を受けた計画に盛り込まれた設備等の数量は合計で一〇万四三四台(金額ベースで約八、九二〇億円)となっています。そのうち、固定資産税をゼロとする措置を講じているのは一、六二九自治体で、三万一、七五七件を認定しています。認定計画に盛り込まれた設備等の数量は合計で一〇万四一三台(金額ベースで約八、九一七億円)の設備投資が見込まれています。

(図表) 固定資産税の特例について (スキーム図)



(出典) 中小企業庁「生産性向上特別措置法」先端設備導入計画について (パンフレット) より

海外転勤等でも引き続き NISA口座の保有可能に

今年度税制改正で、海外転勤等で一時的に出国する場合においても、引き続きNISA（NISA・つみたてNISA）口座を保有することができる特例措置が創設されました。

具体的には、海外出張等による出国日の前日までに、NISA口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に、①海外出張等の者に係る給与等の支払をする者からの転任の命令その他これに準ずるやむを得ない事由に基因して出国をする旨、②引き続き非課税措置の適用を受けようとする旨、③帰国後再び当該非課税口座において非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行う旨、などを記載した「継続適用届出書」を提出します。

これにより、その出国の時から、その者が金融商品取引業者等の営業所に帰国をし

た年月日や、非課税口座において再び非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行わせようとする旨などの事項を記載した「帰国届出書」の提出日と、継続適用届出書の提出をした日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日とのいずれか早い日までの間、居住者等に該当する者とみなされてNISA口座の保有が可能となります。

継続適用届出書を提出したものの提出後5年を経過する日の属する年の12月31日までに帰国届出書の提出を行わなかった場合は、同日においてその者が「非課税口座廃止届出書」を提出したものとみなされます。

なお、出国により非居住者となっている間は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定又は累積投資勘定に上場株式等を受け入れることができません。

また、その出国につき、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象となる者は、継続適用届出書の提出ができません。

相続開始直前に上場株式を 売却したときの評価

相続財産となった上場株式については、上場している取引所が公表する①課税時期の最終価格、②課税時期の月の毎日の最終価格の平均額、③課税時期の月の前月の毎日の最終価格の平均額、④課税時期の月の前々月の毎日の最終価格の平均額のいずれかから最も低い価額を使って評価することができます。

しかし、相続開始直前に売却され、相続開始時点において引渡し及び代金決済が未了の上場株式に係る相続税の課税財産は、当該株式の売買代金請求権であるため、その評価は、財産評価基本通達204に定める貸付金債権の評価により評価することとなります。

したがって、上場株式の評価のように複数の中から低い価格を選択することはできず、通常は、決済される売買代金請求権の金額が相続財産の評価額となります。

事業用アパートの壁紙の張替費用

事業用アパートの壁紙の張替えをしたときの張替費用は、修繕費として損金の額に算入することができのでしょうか？それとも資本的支出として固定資産に計上すべきなのでしょうか？

必要があります。しかし、壁紙の張替えは、建物の通常の維持管理のため、又はき損した建物につきその原状を回復するために行われたものと考えられます。そのため、事業用アパートの壁紙の張替えをしたときの張替費用はその全額を修繕費とするのが相当と考えられます。